

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成要領

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

目次

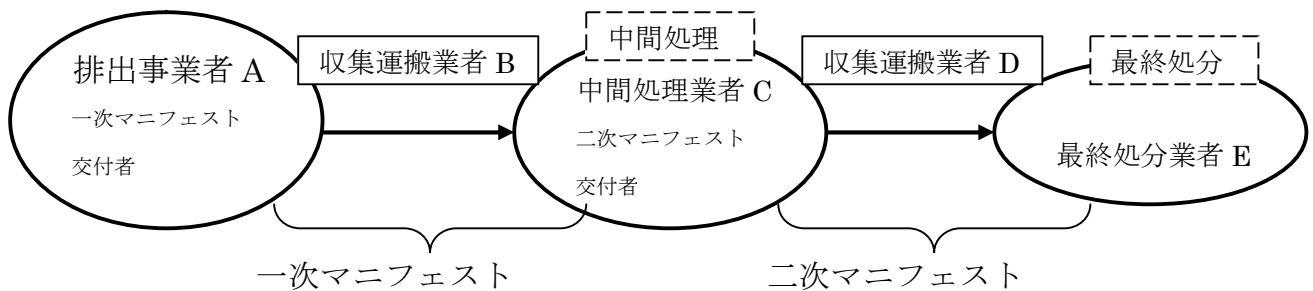
1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について	1
2. 記入事項について	2
3. 産業廃棄物管理表交付等状況報告書の記入例	6
4. 提出先及び問い合わせ先	9
5. 留意事項	8
6. 電子マニフェストについて	11
別表1 日本標準産業分類一覧	12
別表2 産業廃棄物分類表	13
別表3 特別管理産業廃棄物分類表	14
別表4 産業廃棄物種類別換算係数表（参考値）	15

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

平成 20 年 4 月 1 日から、産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（以下マニフェストという）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下法という）第 12 条の 3 第 6 項に基づき、毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間に交付したマニフェストに関する報告書（様式第 3 号）を事業場ごとに作成し、都道府県知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。（*）

なお、マニフェストには「紙」と「電子」がありますが、電子マニフェストを使用した分については、法第 12 条の 5 第 8 項の規定により情報処理センターが集計し、県知事（政令市長）に報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません。

報告者はマニフェストを交付した者で、排出事業者及び二次マニフェスト交付者の中間処理業者（最終処分等の処分委託をする場合）となります。



報告者	報告内容	運搬受託者	処分受託者
排出事業者 A	一次マニフェストについて	収集運搬業者 B	中間処理業者 C
中間処理業者 C	二次マニフェストについて	収集運搬業者 D	最終処分業者 E

○平成 20 年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の場合

報告対象 平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の間に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者

提出期限 平成 21 年 6 月 30 日

提出書類 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第 3 号）

報告内容 産業廃棄物の種類、運搬委託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、運搬委託者及び処分受託者の名称、住所、許可番号等

提出先 県知事(各県民局)……兵庫県内（政令市所管地域除く）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合（9 頁参照）

政令市長……………各政令市所管地域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

*行政報告の義務化について

これまで法第 12 条の 3 第 6 項の規定に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出が猶予されてきましたが、平成 18 年 7 月 26 日付けの廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 23 号）により、その適用猶予期間が平成 20 年 4 月 1 日までとなりました。

2. 記入事項について

①事業者コード	<p>28 から始まる 10 桁の事業者コードを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物排出事業者、多量排出事業者の場合、28J から始まる事業者コードを記入してください。 ・特別管理産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者でない事業者の場合、空欄で結構です。 ・産業廃棄物処理業者の場合、処理業許可番号を記入してください。
②報告者の住所	個人の場合は住民票記載住所、法人の場合は商業登記の（本社）住所を記入してください。
報告者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	個人の場合は個人の氏名、法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
電話番号	報告者の電話番号を記入してください。
③事業場の名称	<p>産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。報告書は事業場ごとに作成し、提出してください。</p> <p>*設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が 2 以上ある場合は、これらを 1 事業場としてまとめて報告してください。</p> <p>（例：トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等）</p>
④事業場の所在地	<p>産業廃棄物を排出する事業場の住所及び電話番号を記入してください。</p> <p>*建設工事のように、産業廃棄物を排出した場所が一定の連絡先をもたない場合は、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を明記してください。</p>
⑤業種	<p>別表 1 の日本標準産業分類一覧から業種を選択し、コードと名称を記入してください。産業分類の詳細については総務省ホームページで確認してください。</p> <p>（参考）http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm</p> <p>*平成19年11月に日本標準産業分類が改訂されていますので、新しい産業分類を確認し、記入してください。</p>
⑥担当者名 (特別管理産業廃棄物管理者等)	担当者名を記入してください。報告書の内容について確認することがあります。ただし、特別管理産業廃棄物を排出する事業場の場合は「特別管理産業廃棄物管理責任者」の氏名を記入してください。
⑦番号	<p>委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに Manifesto を取りまとめ報告しなければなりません。番号は 1 から順に振ってください。</p> <p>ただし、区間を分けて、2 以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。（記入例 4 参照）</p>

⑧産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類ごとに記載してください。交付したマニフェスト及び別表2、3の産業廃棄物分類表を参考に記入してください。 すべての産業廃棄物について記入が必要です。
⑨排出量（t）	委託した産業廃棄物の数量（単位トン）を記入してください。 *マニフェスト記載単位がキログラムの場合、単位をトンに換算して記入してください。1,000 kg→1 t *排出量が容積（m ³ ）でしかわからない場合は別表4の換算係数表を使って換算することも可能です。別表4はあくまでも参考値ですので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告してください。 <u>排出量（t）＝廃棄物容積（m³）×換算係数（t/m³）</u>
⑩管理票の交付枚数	マニフェストの交付枚数を記入してください。 （紙マニフェストの場合、複写式なので1セットで1枚と数える。 *A票の枚数と考えてください。）
⑪運搬受託者の許可番号	産業廃棄物の運搬を委託した業者の許可番号を10桁又は11桁で記入してください。廃棄物を積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみで構いません。（兵庫県管轄区域であれば許可番号は28から始まります。収集運搬委託契約書で必ず確認してください。）
⑫運搬受託者の氏名又は名称	産業廃棄物の運搬を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。 ただし、自ら運搬する場合は「自己運搬」と記入してください。（記入例3参照）
⑬運搬先の住所	運搬先の住所を記入してください。 <u>（収集運搬業者の所在地ではなく、廃棄物の運搬先を記入します。マニフェストを確認してください。）</u> このとき、同一事業者が積み替えを行う場合にあっては、最終運搬先（処分業者の事業場）の住所を記載してください。
⑭処分受託者の許可番号	処分受託業者の許可番号を10桁又は11桁で記入してください。（処分委託契約書で必ず確認して下さい。）
⑮処分受託者の氏名又は名称	産業廃棄物の処分を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。
⑯処分場所の住所	処分場所の住所を記入してください。 <u>ただし、運搬先と同じ場合は記入する必要はありません。</u>

複写式紙マニフェストの該当箇所（例示）

- A 票 排出事業者の控え
- B1 票 運搬業者の控え
- B2 票 運搬業者から排出事業者へ送付され、運搬終了を確認
- C1 票 処分業者の控え
- C2 票 処分業者から運搬業者へ送付され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者へ送付され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者へ送付され、最終処分終了を確認

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称		事業場	名称 ③		
	住所 〒	電話番号 ②		所在地 〒		電話番号 ④
産業廃棄物	種類 ⑧		数量 ⑨	荷姿		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称 ⑫		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒	電話番号		所在地 〒		⑬
処分受託者	氏名又は名称 ⑮		積替え又は保管	所在地 〒		
	住所 〒	電話番号		電話番号		
運搬の受託	<small>（受託者の氏名又は名称）</small> <small>（運搬担当者の氏名）</small>		受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	<small>（受託者の氏名又は名称）</small> <small>（処分担当者の氏名）</small>		受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

⑨の記入については単位をトンに換算して記入してください。

⑩の記入については、左のような複写式紙マニフェストであれば、最終処分まで終了すると排出事業者はA、B2、D、Eの4枚を保管していることとなります。このセットで1枚と数えてください。基本的にはA票の枚数と考えてください。

⑯については運搬先と同じ場合は記入不要です。

（マニフェストに関する基本的事項）

- * 産業廃棄物は排出事業者自らが適正に処理することが原則です。
- * 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、マニフェストにより、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたか確認する義務があります。
- * マニフェストは排出事業者自らが交付しなければなりません。
- * マニフェストは産業廃棄物の引き渡しと同時に、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。
- * マニフェストの写しは5年間保管しなければなりません。

3. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例

記入例 1

事業者コード欄には 28 から始まる 10 桁の事業者コードを記入。
 ・ 特別管理産業廃棄物排出事業者、多量排出事業者の場合、28J から始まる事業者コードを記入。
 ・ 特別管理産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者でない事業者の場合、空欄でよい。
 ・ 産業廃棄物中間処理業者の場合、中間処理業許可番号を記入。

担当者名を記入。ただし、特別管理産業廃棄物を排出する事業場の場合は「特別管理産業廃棄物管理責任者」の氏名を記入。

収集運搬業者の所在地ではなく、
 廃棄物の運搬先を記入する。

記入例
 化学工業の事業を行っている株式会社〇〇兵庫工場が、年間に廃油 50 トンを委託処理するのに manifests 25 枚、廃酸 10 トンを委託処理するのに manifests 5 枚、強酸（特別管理産業廃棄物）20 トンを委託処理するのに manifests 14 枚、有害汚泥（特別管理産業廃棄物）13 t を委託処理するのに manifests 6 枚を交付した場合。

様式第三号 (第八条の二十七関係)

兵庫県知事 殿

状況報告書 (平成 20 年度) 平成 21 年 6 月 30 日

事業者コード 28J000000000

報告者 大阪府〇〇市〇〇町1-2-3
 住所 株式会社〇〇
 氏名 兵庫 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△

担当産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社〇〇 兵庫工場		業種	16 化学工業
事業場の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3		担当者名 (特別管理産業廃棄物管理責任者等)	環境安全部 兵庫花子 (特別管理産業廃棄物管理責任者)
TEL	×××-××××-××××	FAX	×××-××××-××××	
E-mail	××××@hyogo.jp			

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300廃油	50	25	2804△△△△△△	*** 商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	2824××××××	(株)〇〇産業	
2	0400廃酸	10	5	2814■●●●●●	×× 運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	2824〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
3	7100強酸	20	14	2854■●●●●●	×× 運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	2874〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
4	7425汚泥(有害)	13	6	2855◎◎◎◎◎◎	◇◇ 商事(株)	岡山県〇〇市△町123	3384××××××	環境〇〇(株)	

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票の枚数を記入する。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短時間であり、又は所産廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれていること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はない。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合は、

排出量 単位は必ずトンで統一する。
 * 排出量が容積 (m³) でしかわからない場合は別表 4 の換算係数表を使って換算することも可能。
 別表 4 はあくまでも参考値なので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告する。
 排出量 (t) = 廃棄物容積 (m³) × 換算係数 (t/m³)

記入例 2

事業者コード欄には 28 から始まる 10 桁の事業者コードを記入。
 ・建設業者で多量排出事業者の場合、28JS から始まる事業者コードを記入。
 ・特別管理産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者でない事業者の場合、空欄でよい。
 ・産業廃棄物処理業者の場合、処理業許可番号を記入。

様式第三号 (第八条)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成 20 年度)

平成21年8月30日

兵庫県知事 殿

事業者コード 2 8 J S 0 0 0 0 0 0 0

報告者 住所 大阪府〇〇市〇〇町1-2-3
 氏名 株式会社〇〇建設
 兵庫 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△

建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の名称、住所を併記し、連絡先を記入。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇ビル建設現場 (株式会社〇〇建設兵庫支社)			業種	06 総合工事業				
事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3 (〒〇〇〇-〇〇〇〇兵庫県■■■市99-9) TEL ×××-××××-×××× FAX ×××-××××-×××× E-mail ××××@hyogo.jp			担当者名 (特別管理産業廃棄物 管理責任者等)	兵庫支社総務部 兵庫太郎				
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	2020建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	2804△△△△△△	***商事(株)	兵庫県〇〇市△町1-1	2824××××××	(株)〇〇産業	
2	1500がれき類	118	10	2814■■■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	2824〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇エコ	
3	1500がれき類	2	1	2815◎◎◎◎◎◎	◇◇サービス(株)	岡山県〇〇市△町123	3324××××××	環境〇〇(株)	
4	2440 がれき類 (石綿含有産業廃棄物)								

一体不可分である建設系混合廃棄物の場合は、混合廃棄物種類 (2010 安定型のみ、2020 管理型含む) を選択し、さらにその混合廃棄物の種類内訳を記入。

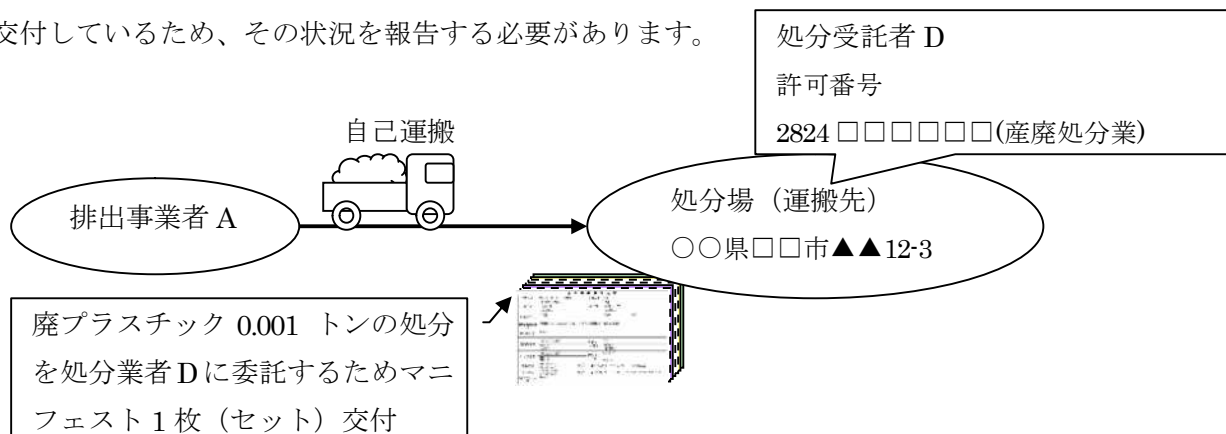
石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の 0. 1 % を超えて含有するもの) の場合は石綿含有産業廃棄物 (2410~2470) から選択し記入。

記入例
 建設業の事業を行っている株式会社〇〇建設兵庫支社 (住所: 兵庫県■■■市 99-9) が、〇〇ビル (住所: 兵庫県〇〇市〇〇町 1-2-3) の建設工事を行い、建設系混合廃棄物 (木くず、紙くず、がれき類の混合物) 25 トンを委託処理するのにマニフェスト 8 枚、がれき類 118 トンを委託処理するのにマニフェスト 10 枚、がれき類 (石綿含有産業廃棄物) 2 トンを委託処理するのにマニフェスト 1 枚、がれき類 (石綿含有産業廃棄物) 1 t を委託処理するのにマニフェスト 1 枚を交付した場合。

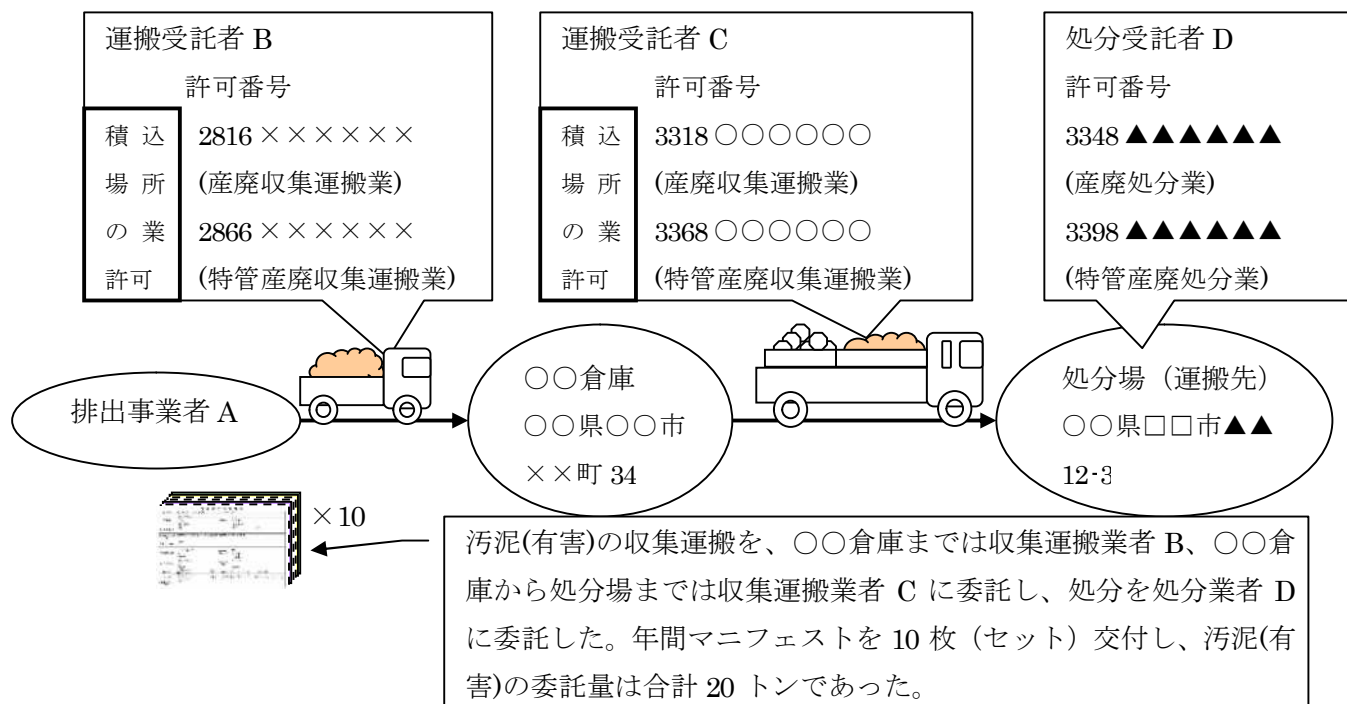
7

記入例3 自ら運搬した場合

自己運搬についてのマニフェスト交付はありませんが、処分を委託した場合はマニフェストを交付しているため、その状況を報告する必要があります。



記入例4 区間を区切って2以上の収集運搬業者に委託した場合



*業者によっては複数の許可番号を持っている場合がありますので委託契約書で確認してください。上記の場合は特別管理産業廃棄物（特管産廃）を委託したので、特別管理産業廃棄物の処理業許可番号を記入する。

4. 提出先及び問い合わせ先

兵庫県（4政令市を除く）管轄地域における報告書提出先及び問い合わせ先

産業廃棄物を排出した場所（政令市所管地域除く）を所管する県民局環境課に提出（郵送又は持参）してください。

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所	
県民局	阪神南県民局 環境課	〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 TEL:06-6481-7641 Fax:06-6482-0579	芦屋市
	阪神北県民局 環境課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL:0797-83-3101 Fax:0797-86-4309	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
	東播磨県民局 環境課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL:079-421-1101 Fax:079-457-5707	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	北播磨県民局 環境課	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-5111 Fax:0795-42-7535	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	中播磨県民局 環境課	〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL:079-281-3001 Fax:079-281-3015	神河町、市川町、福崎町
	西播磨県民局 環境課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2100 Fax:0791-58-0523	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町
	一覽	但馬県民局 環境課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-23-1001 Fax:0796-24-7074
丹波県民局 環境課		〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-72-0500 Fax:0795-72-3013	篠山市、丹波市
淡路県民局 環境課		〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL:0799-22-3541 Fax:0799-26-3107	洲本市、南あわじ市、淡路市
その他問い合わせ先			
兵庫県農政環境部 環境管理局 環境整備課 廃棄物指導係	TEL:078-341-7711 (内線3350)	兵庫県内（以下に掲げる4政令市を除く）に関する報告書の問い合わせ	

4政令市における報告書の提出先及び問い合わせ先

政令市については取扱いが異なる場合がありますので詳細については下記の各政令市担当部署にお問い合わせください。

提出先（問い合わせ先）		産業廃棄物を排出した場所
神戸市環境局 事業系廃棄物対策室	〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 TEL:078-322-5306	神戸市
姫路市市民生活局 美化部 産業廃棄物対策課	〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地 TEL:079-221-2405	姫路市
尼崎市環境市民局 産業廃棄物対策担当	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL:06-6489-6310	尼崎市
西宮市環境局 環境緑化部 産業廃棄物対策課	〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 TEL:0798-35-3277	西宮市

5. 留意事項

電子マニフェストについて

電子マニフェストを使用すると産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出の必要はありません。ただし、事業場で電子マニフェストに加入していても紙マニフェストを用いて廃棄物を処理した場合は紙マニフェスト分について報告しなければなりません。(8頁参照)

報告対象について

当該報告は、マニフェストの交付状況について報告を求めるものです。

以下の場合についてはマニフェストの交付がないため、報告の対象外です。

1. 一般事務所からの紙類等、いわゆる事業系一般廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもの
2. 専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した場合
3. 市町が併せ産廃として処理した場合
4. 法15条の4の2第2項に規定する再生利用認定を受けた処理業者に委託した場合
5. 法15条の4の3第1項に規定する広域認定を受けた処理業者に処分を委託した場合

罰則について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

関係法令

廃棄物処理法 第12条の3第 6項	管理票交付者は環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 (令第二十七条に規定する市（政令市）にあつては市長)
廃棄物処理法施 行規則第8条の 27	法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第二十七条に規定する市（政令市）にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

6. 電子 manifests について

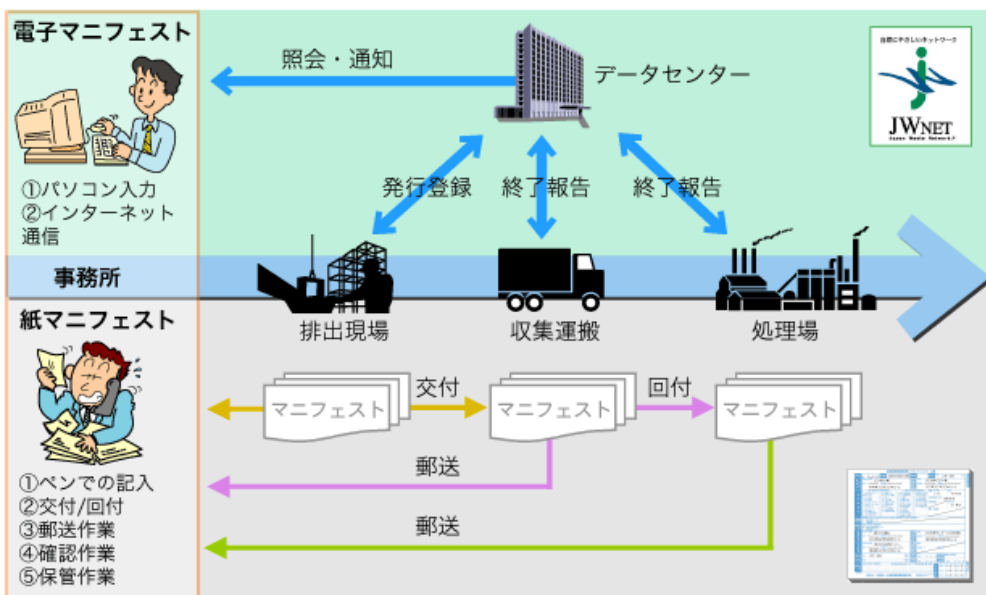
電子 manifests は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが、廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により、環境大臣から全国で唯一の電子 manifests 運営主体である「情報処理センター」に指定されて運営しています。

電子 manifests の仕組み

電子 manifests とは、紙の manifests に代えて環境大臣が指定する情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないで manifests 情報を報告・管理するシステムです。

ただし、これを使用するためには、排出事業者、

運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。



電子 manifests の特徴とメリット

事務処理の効率化

manifests 情報を簡単な入力操作で登録・報告できます。

法令遵守

システムが登録項目の入力を確認し、記載漏れをチェックします。

データの透明性

manifests 情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存します。

管理票交付状況の行政報告が不要

電子 manifests 利用分は、情報処理センターが報告するため所管行政庁への報告が不要です。

詳細や加入方法等については、電子 manifests システムを運用している (財) 日本産業廃棄物処理振興センターホームページ (<http://www.jwnet.or.jp>) で紹介しておりますので、ご参照ください。また、(社)兵庫県産業廃棄物協会において加入手続きを行うことができます。

	お問い合わせ先
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター	TEL : 03-5811-8296 FAX : 03-5811-8277 http://www.jwnet.or.jp
(社) 兵庫県産業廃棄物協会	TEL : 078-371-3177 FAX : 078-371-8864 http://homepage2.nifty.com/hyogo381/

別表1 日本標準産業分類一覧（平成19年11月改訂）

*平成19年11月6日総務省告示第618号により日本標準産業分類が改訂され、平成20年4月1日から新しい分類が適用されています。

大分類	業種区分
A 農業, 林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）
	04 水産養殖業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	05 鉱業, 砕石業, 砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電子機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報製作業
H 運輸業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	

大分類	業種区分
I 卸売業・小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品卸売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
J 金融・保険業	61 無店舗小売業
	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業, 商品先物取扱引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）
K 不動産業	68 不動産取引業
	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	78 洗濯・理髪・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業
O 教育, 学習支援業	80 娯楽業
	81 学校教育
P 医療, 福祉	82 その他の教育, 学習支援業
	83 医療業
	84 保健衛生
Q 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	86 郵便局
R サービス業（他に分類されないもの）	87 協同組合（他に分類されないもの）
	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
S 公務（他に分類されないもの）	97 国家公務
	98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

*日本標準産業分類の詳細については総務省HPで確認して下さい。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

別表2 産業廃棄物分類表

産業廃棄物		例示	
0100	燃え殻	石炭灰、コークス灰、木灰、廃カーボン	
0200	汚泥	無機性汚泥	浄水場汚泥、金属表面処理汚泥、セメント工場排水処理汚泥、脱硫石膏
		有機性汚泥	ビルピット汚泥、下水処理汚泥
0300	廃油	一般廃油	エンジンオイル、機械油、絶縁油、アルコール等
		固形油	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、固形脂肪酸
		油泥	タンクスラッジ
0400	廃酸	硫酸系、塩酸系、フッ化水素系、クロム酸、混酸、写真（レントゲン）定着廃液、ホルマリン、排ガス洗浄廃液、酸洗工程廃液	
0500	廃アルカリ	アンモニア系、カ性ソーダ系、シアン化ソーダ系、レントゲン現像廃液	
0600	廃プラスチック類	フェノール樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ポリエチレン樹脂、アクリル繊維、ビニロン繊維、ポリエチレン繊維、合成皮革、レントゲンフィルム	
	廃タイヤ	廃タイヤ	
0700	★紙くず	新聞紙、グラビア用紙、油紙、建設現場から排出される紙くず等	
0800	★木くず	木くず、おがくず、竹、建設系に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（*）	
0900	★繊維くず	綿花、麻、羊毛、カシミヤ、レーヨン、ロープ	
1000	★動植物性残渣	ハム、ソーセージ残渣、スクリーンかす、野菜くず、パンくず	
1100	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス	
1200	金属くず	トタンくず、スクラップ、ブリキくず、金属研磨くず、金属製機械器具	
1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	窓ガラス、びん類、薬品びん、体温計、セラミックくず、れんが、陶器、コンクリート製品くず、ギブス用石膏、廃石膏ボード	
1400	鋳さい	転炉、高炉、溶鉱炉等の残さい、金属スラグ、粉炭かす、不良鋳石	
1500	がれき類	アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、骨材、石材、スレート	
1600	★動物のふん尿	動物の糞尿	
1700	★動物の死体	動物の死体	
1800	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの	
1900	13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの	
4000	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥	
2010	建築系混合廃棄物（安定型のみ）	建設工事からでた安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）	
2020	建設系混合廃棄物（管理型含む）	建設工事からでた管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）	
2100	安定型混合廃棄物	安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）	
2200	管理型混合廃棄物	管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）	
2300	シュレツダーダスト	シュレツダーダスト	
2410	建設系混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物である建設系混合廃棄物	
2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物であるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
2430	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物である廃プラスチック類	
2440	がれき類（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物であるがれき類	
2450	紙くず（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物である紙くず	
2460	木くず（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物である木くず	
2470	繊維くず（石綿含有産業廃棄物）	石綿含有産業廃棄物である繊維くず	
3000	廃自動車	廃自動車、バイク、自転車	
3100	廃電気機械器具（一般名称を付記）	蛍光灯、パーソナルコンピューター、冷蔵庫、自動販売機等で不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）	
3500	廃電池類	鉛蓄電池、乾電池	
3600	複合材	複合材	
5000	その他混合廃棄物（一般名称を付記）	上記に分類できない産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）	

★は、下記の表の業種に該当する場合、産業廃棄物となる。

種類	業種等
紙くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） 3 出版業（印刷出版を行うものに限る。） 4 製本業 5 印刷物加工業 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプの製造業除く。） 7 PCBが塗布され、又は染みこんだもの
木くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） 3 パルプ製造業 4 輸入木材の卸売業 5 物品賃貸業 6 PCBが染みこんだもの
繊維くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） 3 PCBが染みこんだもの
動植物性残渣	1 食料品製造業、2 医薬品製造業、3 香料製造業
動物のふん尿	畜産農業
動物の死体	畜産農業

*物品賃貸業の事業活動に伴い生じた木くず、及び貨物の流通のために使用したパレット（業種限定無し）は産業廃棄物「木くず」に該当する。（平成平成20年4月1日より施行）

別表3 特別管理産業廃棄物分類表

特別管理産業廃棄物	例示
7000 引火性廃油	揮発油類（ガソリン、エーテル、ベンゼン等）、灯油類、軽油類、石油系溶剤
7010 引火性廃油（有害）	水銀等有害物質を含む引火性廃油
7100 強酸	pH 2.0以下の腐食性を示す酸
7110 強酸（有害）	水銀等有害物質を含む強酸
7200 強アルカリ	pH 12.5以上の腐食性を示すアルカリ
7210 強アルカリ（有害）	水銀等有害物質を含む強アルカリ
7300 ☆感染性廃棄物	病院、衛生検査機関、介護老人ホーム、動物の診療施設等から検査に使用された後、排出されたもので、血液、感染性病原体等が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがあるもの 注射針、メス、手袋、試験管、シャーレ等
7411 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
7412 PCB汚染物	PCBが塗布されたり染みこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等
7413 PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
7421 ☆廃石綿等（飛散性）	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
7422 指定下水汚泥	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
7423 鉍さい（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する鉍さい
7424 ☆燃えがら（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃え殻
7425 ☆廃油（有害）	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤 塩素系廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）
7426 ☆汚泥（有害）	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥 塩素系カートリッジ、スラッジ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）
7427 ☆廃酸（有害）	有害物質を一定基準以上含有する廃酸
7428 ☆廃アルカリ（有害）	有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
7429 ☆ばいじん（有害）	有害物質を一定基準以上溶出するばいじん
7900 その他の特別管理産業廃棄物（一般名称を付記）	上記に分類できない特別管理産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）

☆業種若しくは施設限定あり

別表4 産業廃棄物換算係数表（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数（t/m ³ ）	
	従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）	環境省通知記載値（平成18年12月27日環廃産発第061227006号）
1 燃え殻	1.14	
2 汚泥	1.10	
3 廃油	0.90	
4 廃酸	1.25	
5 廃アルカリ	1.13	
6 廃プラスチック類	0.35	
7 紙くず	0.17	0.30
8 木くず	0.55	
9 繊維くず	0.12	
10 動植物性残渣	1.00	
11 ゴムくず	0.52	
12 金属くず	1.13	
13 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.20	1.00
14 鋳さい	1.60	1.93
15 がれき類	1.48	
16 動物のふん尿	1.00	
17 動物の死体	1.00	
18 ばいじん	1.26	
19 13号廃棄物	1.48	1.00
20 動植物系固形不要物	1.00	
21 建設系混合廃棄物	0.26	
22 廃電気機械器具	1.00	
23 感染性廃棄物	0.30	
24 廃石綿等（飛散性）	0.30	

【注意事項】

あくまでもマクロ的な重量を把握するための参考値であるため、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告すること。

標記の係数を使う場合、2種類あるものについてはそれぞれの廃棄物の性状にあった係数を用いること。判断が付かない場合は従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）を用いてよい。

特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠する。

2トン車1台という場合には、積載した廃棄物の堆積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。